

2026年2月6日

お客様各位

令和8年1月21日からの大雪に係る災害等に対する金融上の措置について

このたびの大雪により被害を受けられました皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

当金庫では、令和8年1月21日からの大雪に係る災害等により災害救助法が適用された当金庫営業地区の被災者の皆様に対しまして、下記のとおり「特別金融相談窓口」を設置し、各種金融上の措置のほか、事業者様及び個人様向け融資についてご相談を承ることをお知らせ致します。

- | | |
|---------|----------------------|
| 1. 設置期間 | 2026年2月6日より当分の間 |
| 2. 相談窓口 | 各営業店窓口にて |
| 3. 時 間 | 平日営業時間内（09：00～15：00） |

(金融上の措置)

- (1) 預金証書、通帳、届出印鑑等を紛失した場合でも、被災者等の被災状況等を踏まえた確認方法をもって預金者本人の申出であることを確認して払戻に応ずること。
- (2) 届出印鑑のない場合には、拇印にて応ずること。
- (3) 事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前払戻しに応ずること。また、当該預金等を担保とする貸付にも応ずること。
- (4) 今回の災害等による障害ため、支払期日が経過した手形については関係金融機関と適宜話し合いのうえ取立ができることとする。
- (5) 今回の災害等のため支払いができない手形・小切手について、不渡報告への掲載及び取引停止処分に対する配慮を行うこと。また、電子記録債権の取引停止処分又は利用契約の解除等についても同様に配慮すること。
- (6) 損傷した紙幣や貨幣の引換に応ずること。
- (7) 国債を紛失した場合の相談に応ずること。
- (8) 災害等の状況、応急資金の需要等を勘案して、融資相談所の開設、融資審査に際して提出書類を必要最小限にする等の手続きの簡便化、融資の迅速化、既存融資にかかる返済猶予等の貸付条件の変更等、災害等の影響を受けている顧客の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずること。
- (9) 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の手続き、利用による効果等の説明を含め、同ガイドラインの利用に係る相談に適切に応ずること。
- (10) 罹災証明書を求めている手続きでも、市町村における交付状況等を勘案し、現況の写真の提出など他の手段による被災状況の確認や罹災証明書の後日提出を認める等、被災者等の便宜を考慮した取扱いとすること。

お近くの営業店窓口または営業推進部までお問い合わせください。

本件に関するお問い合わせ先 : 0233-22-4222



新庄信用金庫